

令和6年度 臨時評議員会 議事録

日 時 令和6年12月7日（土）15時30分～
場 所 北海道立総合体育センター大研修室
出席者 生島典明、黒田謙二、渋谷研一、印藤智一、
齊藤幸治、石崎 賢、佐見洋治、多田吉宏、
辻井淳一、千葉三郎、高田祐貴、山内孝夫、
中川裕行、阿部 豊
(監事) 須田正毅、高橋克徳
(議事録) 齊藤幸治

1 開 会（齊藤総務委員長）

※評議員10名中5名の出席により、臨時評議員会の成立が報告された。

2 会長あいさつ（生島会長）

今年も残り数週間となった。一年を振り帰ってみると、パリオリンピックが開催され、山本智大選手が活躍し「世界一のリベロ」と称された。また、当協会の明井審判員が女子3位決定戦の主審を勤め、活躍してくれた。国内では新S Vリーグ・Vリーグがスタートしており、活躍が期待される。

このような中、本日は令和6年度上半期の事業及び会計執行状況や法人設立について報告するほか、新法人への移行等、多くの議題について審議いただくのでよろしくお願いする。

3 議長代理選出（齊藤総務委員長）

本日の二本柳評議員会議長が欠席するとの連絡があったことから、出席評議員の同意のもと、阿部評議員が議長代理を努め、議事を進行いただくことが決定された。

4 議事録署名人の選出

議事録署名人に阿部議長代理のほか、稚内協会の中川評議員、深川協会の高田評議員の2名が指名された。

5 報告事項

資料に基づき、各担当者から以下のとおり説明がなされ全ての議案が「承認」された。

（1）一般社団法人北海道バレーボール協会 各種規程の制定について（齊藤総務委員長）

令和6年5月11日開催の定時評議員会において、一般社団法人北海道バレーボール協会の定款を承認いただき、その定款を補足する各種規程について、理事等からの多くの意見を反映し第2回理事会において承認を得たことから、その概要等を報告する。

まず、廃止制定は、現規程の考え方を踏襲して、新規程を整備したもので、新規程の附則において、現規程を廃止したもの。

「役員等選考委員会規程」は、副理事長、本部長代表1名、監事代表1名、社員代表3名及び総務委員長からなる「役員選考委員会」を設置し、理事長指名理事を含めた、理事及び監事等を選考し、理事会に推薦することを規定したものです。

「本部及び委員会規程」は、法人化に伴い、ガバナンス強化のため、本部制を導入することや、本部の配下に委員会を置き、各委員会の所掌事務を規定したほか、委員会に副委員長と主事を置くことなどを規定したもの。

「事務局運営規程」は、定款の制定にあたり、理事等から、意見交換の場の設置について意見があり「意見交換会議」を隨時、開催することや、会長、副会長への相談等を目的とした「執行役員会」の開催のほか、文書管理に係る規程を統合して規定したもの。

「表彰規程」は、現行の表彰規程に基づき、競技会等で優秀な成績を収めた団体及び顕著な功績を収めた個人を表彰することを規定したもの。

「旅費規程」は、JVAと道協会の会議、研修、主管競技会を支給対象とし、宿泊日当を見直し、1日当たり道内1,000円、道外2,000円を支給することや、宿泊費に道外宿泊費を追加し12,000円とすることなどを規定したもの。

「慶弔規程」は、現行の弔意規程を見直し、役員等が表彰を受けた場合や日本代表として国際大会に参加した場合に常識の範囲内で金品を授与できることなどを規定したもの。

「加盟団体申請規程」は、加盟団体への加盟及び脱退に関することや、様式等について規定したもの。

「コンプライアンス規程」は、JVAのコンプライアンス規程に基づき、現倫理規程を見直したもので、倫理委員会の設置について規定した、現倫理規程細則を統合し、現倫理規程廃止に伴う経過措置を規定したもの。

「公認審判員規程」、「公認コーチ規程」及び「推薦チーム選考規程」は、現行の各規程に基づき、新規程を制定したもの。

次に、新規規程は、定款制定に伴い、新規に制定したものであり、「年会費規程」は、各会員の年会費について規定しており、登録会員の会費は、MRSによるチーム及びメンバー登録料の配賦金をもって年会費とすることや、各地区協会や連盟から選出された「正会員」の会費については、連盟及び地区協会の基本金をもって年会費とするほか、賛助会員及び特別会員の会費については、一口2,000円としたうえで、個人は一口以上、団体は十口以上の納入をもって年会費とすることを規定したもの。

「役員等の定年に関する規程」は、理事、監事及び副会長に対し、定年規定を新規に導入するもので、理事の定年年齢を、選任基準日において70歳未満、副会長及び監事は74歳未満とすることを規定したもの。

次に、廃止は、定款及びその他規程等への統合により廃止するもの。

(2) 一般社団法人北海道バレーボール協会 設立趣意書について（齊藤総務委員長）

新法人設立の趣意を内外に示すため、設立趣意書（案）が提案された。

趣意書の要旨は、「当協会は、昭和6年に産声をあげ、北海道バレーボール競技の普及発展及び各種競技会の開催を通じ、日本バレーボール協会や北海道スポーツ協会の支援と指導のもと、34の連盟及び地区協会と連携しながら、道民の体力の向上と健康増進を図ってきた。

国の「スポーツ基本計画」や日本バレーボール協会の「長期ビジョン」などの実現に向けた具体的施策が展開されており、それらの活動基盤となる都道府県バレーボール協会の社会的な信頼の向上と基盤の確立を目的とした「法人化」が強く求められており、当協会では、更なる組織基盤の充実、経理体系の明確化を図りながら、協会創立100周年に向け、各種事業の展開を力強く推進するため、ここに一般社団法人北海道バレーボール協会を設立する。」との説明がなされた。

なお、本趣意書は、北海道バレーボール協会ホームページにて広く公表する。

- (3) 一般社団法人北海道バレーボール協会 設立時社員及び役員の選任について（齊藤総務委員長）
新法人設立時の社員及び役員体制を整備する。社員は、印藤理事長を新法人の代表理事とし、丸山副理事長、家近副理事長、齊藤副理事長とし、役員は、社員に川崎審判委員長、高橋監事及び須田監事の3名を加えた体制とする。

- (4) 一般社団法人北海道バレーボール協会の設立について（齊藤総務委員長）

これまで、理事会において協議を重ねてきた、新法人の定款等について公証役場による認証を経て、法務局への法人登記が完了し、令和6年11月1日に、正式に新法人が設立された。

これにより、当協会の法人名は「一般社団法人北海道バレーボール協会」となり、法人所在は北海道立総合体育センター内に置き、印藤理事長が代表理事となる。

なお、新法人の設立に伴い、現団体である北海道バレーボール協会の活動については一区切りとなり、新法人に移行することになるが、現団体の事業年度は、令和7年3月31日までとなっており、今年度の各種事業につきましては、現北海道バレーボール協会で実施することとなり、役員任期についても、令和6年度の決算承認日の令和7年5月10日までとなることから、引き続き、よろしくお願ひする。

6 協議事項

資料に基づき、各担当者から以下のとおり説明がなされ全ての議案が「承認」された。

- (1) 一般社団法人北海道バレーボール協会への運営資金の一部譲渡について（齊藤総務委員長）

令和6年11月1日に一般社団法人北海道バレーボール協会が設立されたことに伴い、新法人が令和7年4月1日から令和6年度の決算承認予定日の令和7年5月10日までの間で進める、年度当初の各種事業の運営資金を、現団体の北海道バレーボール協会が一部譲渡するものであり、譲渡金額は年度当初に開催する各委員会経費等に必要な2,000,000円を北海道バレーボール協会の一般会計予備費から充て、新法人口座を開設し、譲渡契約書を締結し透明性をもって譲渡する。

- (2) 北海道バレーボール協会の資産譲渡について（齊藤総務委員長）

新法人の設立に伴い、現団体である北海道バレーボール協会が所有する令和7年3月31日時点の資産等を新法人に譲渡するため、現団体と新法人の間で、譲渡契約書（案）のとおり契約を締結するものであり、譲渡資産は、現金、預金、郵券及び備品等で、譲渡契約日は令和7年4月1日、譲渡予定日は、現団体の決算承認を得た後で資産を移動する必要があることから、定時評議員会開催予定日である令和7年5月10日とするもの。

なお、譲渡契約書中、別表1に記載する現金、預金及び郵券については、令和6年9月30日現在額を仮表記したもので、決算に応じ令和7年3月31日現在額に修正して、契約締結を行う。

- (3) その他

- ・MRSの登録の値上げについて、JVA担当者と11月2日に意見交換を行った。
- ・SVLリーグでは、デンソーホームゲームが1月18日・19日に札幌で開催するが、札幌開催は最後となる可能性が高く、理事の皆様にも会場で応援願いたい。
- ・北海道新聞社から「ほっかいどうGX大運動会」の参加について案内があった。

令和7年2月11日に大和ハウスプレミストドームで開催されるので各方面に周知願う。（印藤理事長）

7 閉会

議事錄署名人

議長 阿部 豊

議事錄署名人

内川 行祐

議事錄署名人

高田 祐貴